

バリアフリーに関する アンケート調査 報告書

令和2年(2020年)5月

保健福祉部福祉局地域福祉課

バリアフリーに関するアンケート調査 結果報告

1 目的

道では、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行し、高齢者、障がいのある方などが、地域で自立した生活が送られるよう、階段等への手すりの設置や多目的トイレの設置などの公共的施設等のバリアフリーのほか、様々な心身の特性や考え方をもちすべての人々が、お互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進している。

こうした取り組みの参考とするため、バリアフリーに関するアンケート調査を実施した。

2 調査対象

道民の皆様

3 調査期間

令和2年(2020年)4月8日(水)～令和2年(2020年)4月30日(木)

4 調査項目

- ・回答者の属性
- ・バリアフリーについて
- ・障がい者等用駐車スペースについて

5 調査方法

電子及び紙形式のアンケート調査

6 回答者数

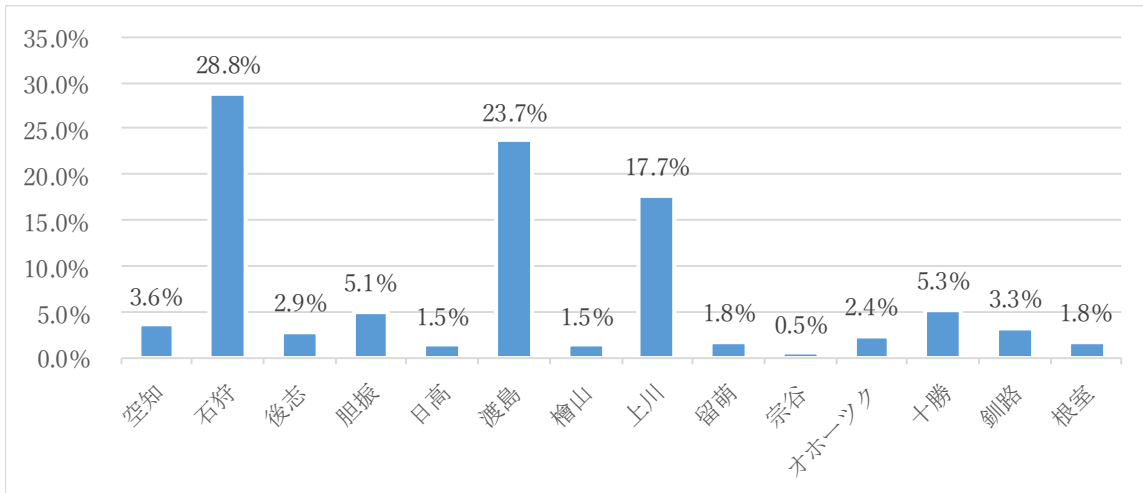
548人

7 周知先

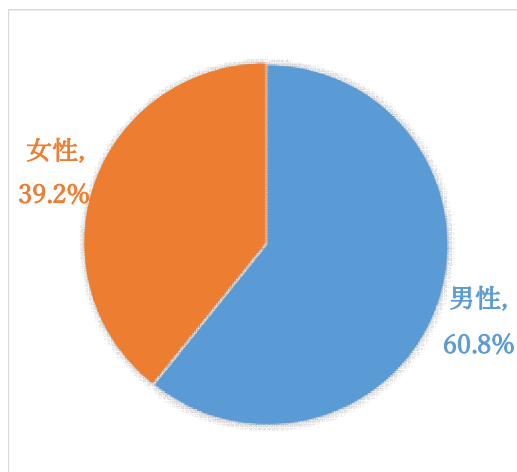
- ・地域福祉課ホームページへの掲載
- ・市町村
- ・北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会構成団体(北海道、北海道教育委員会、北海道警察を除く)
- ・道メールマガジン「D o ・ R y o k u (動・力)」の登録者

8 回答者の属性（居住地、性別、年齢、職業）

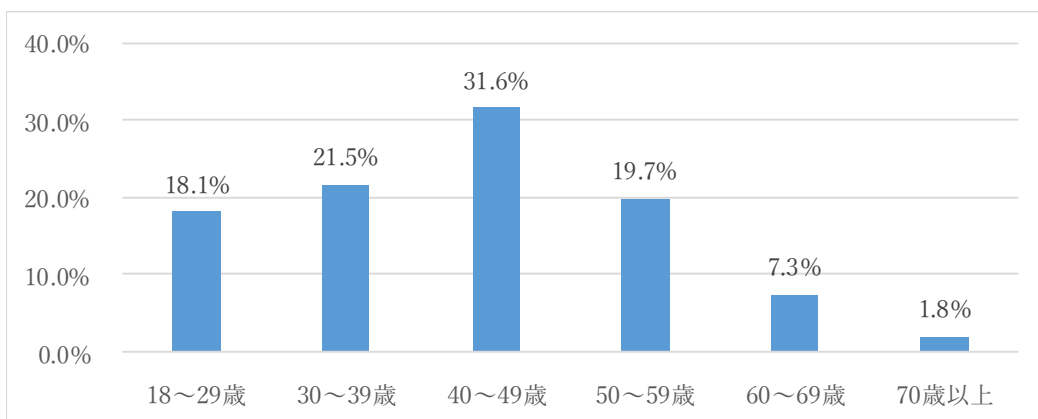
（1）居住地



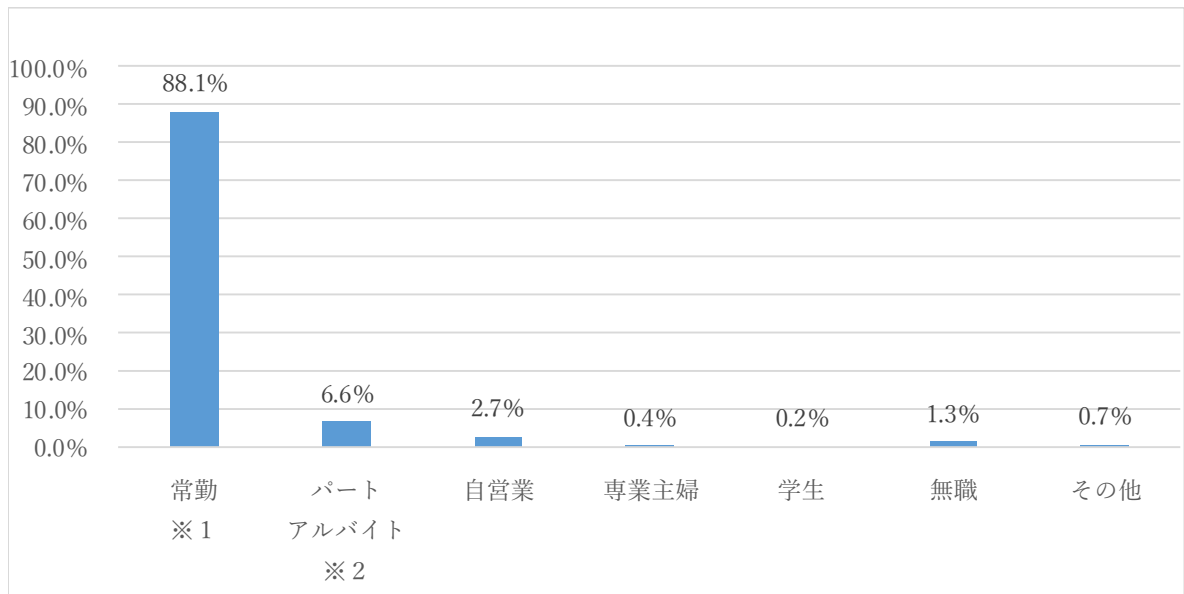
（2）性別



（3）年齢



(4) 職業



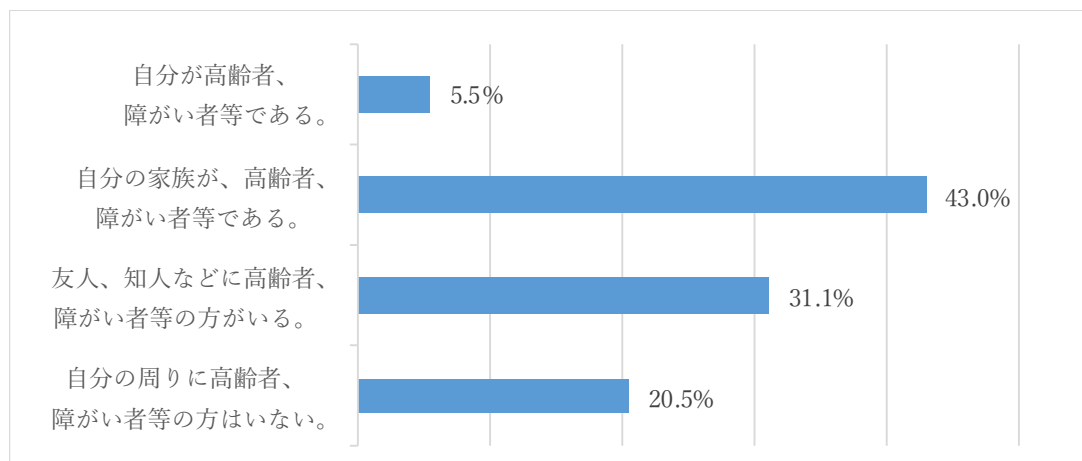
※1 会社員、公務員、団体職員等

※2 フルタイム含む

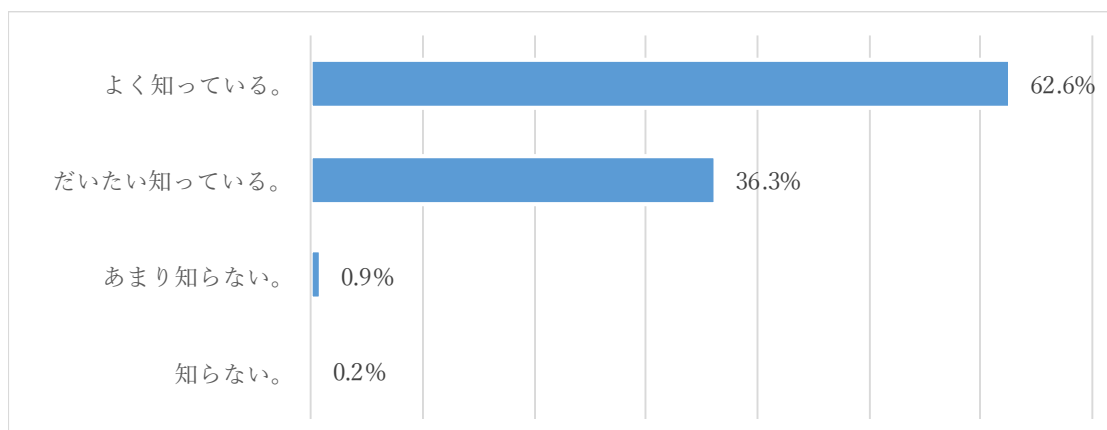
9 調査結果

■ バリアフリーについて

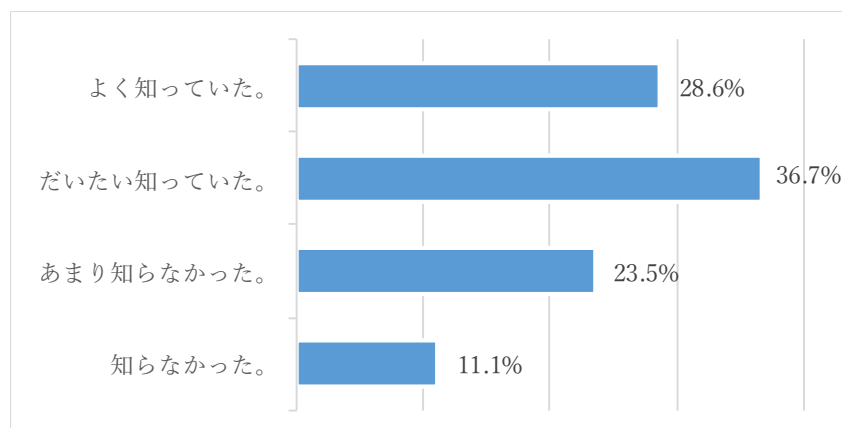
(1) あなたの周りに高齢者、障がいのある方、妊産婦、ベビーカーを使用している方、けがなどで一時的に手足が不自由な方など、行動制限を受ける方（以下「高齢者、障がい者等」といいます。）はいますか。（複数回答可）



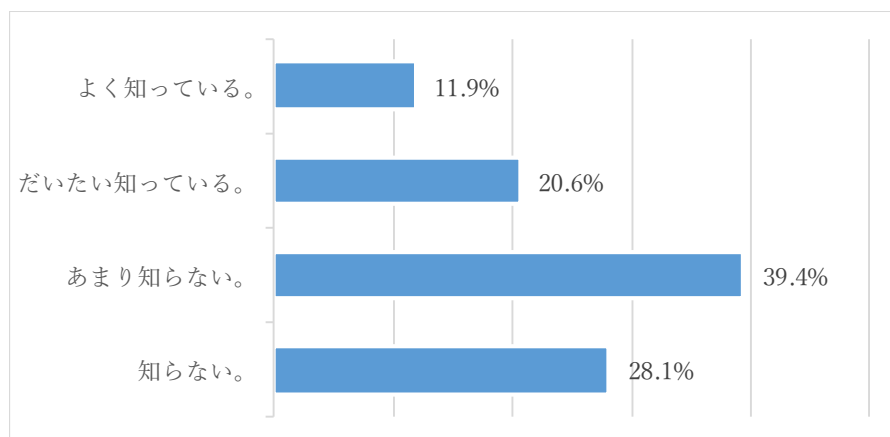
(2) バリアフリーという言葉を知っていますか。



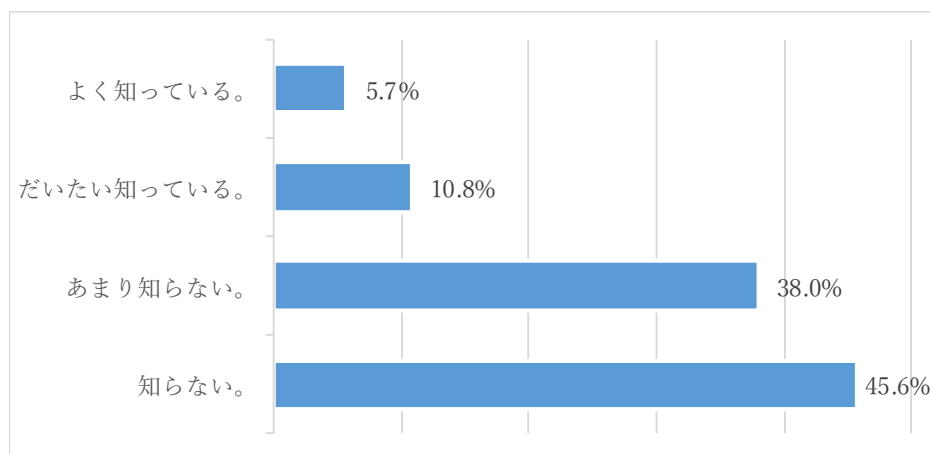
(3) 「心のバリアフリー」という言葉を知っていましたか。



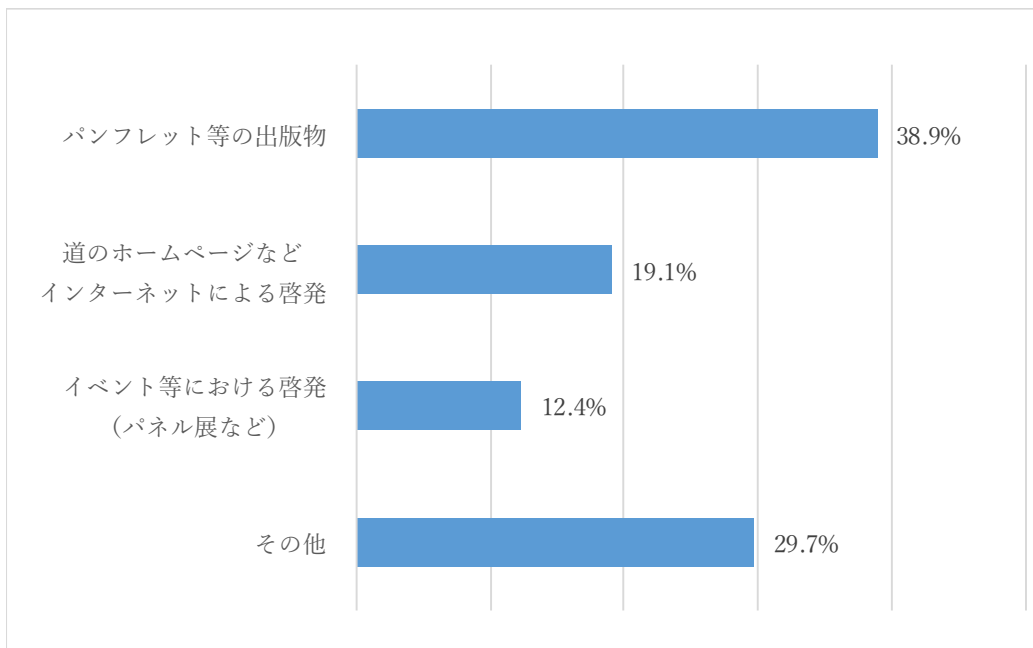
(4) 道では、階段等の手すりの設置、多目的トイレの設置など建物のバリアフリーや「心のバリアフリー」を進めるため、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行しています。あなたは「福祉のまちづくり条例」を知っていますか。



(5) 道では、福祉のまちづくり条例に基づき、優良事例の表彰や建物を建築する際に専門的な助言を行うためアドバイザーの派遣等を実施していますが、こうした取組を知っていますか。



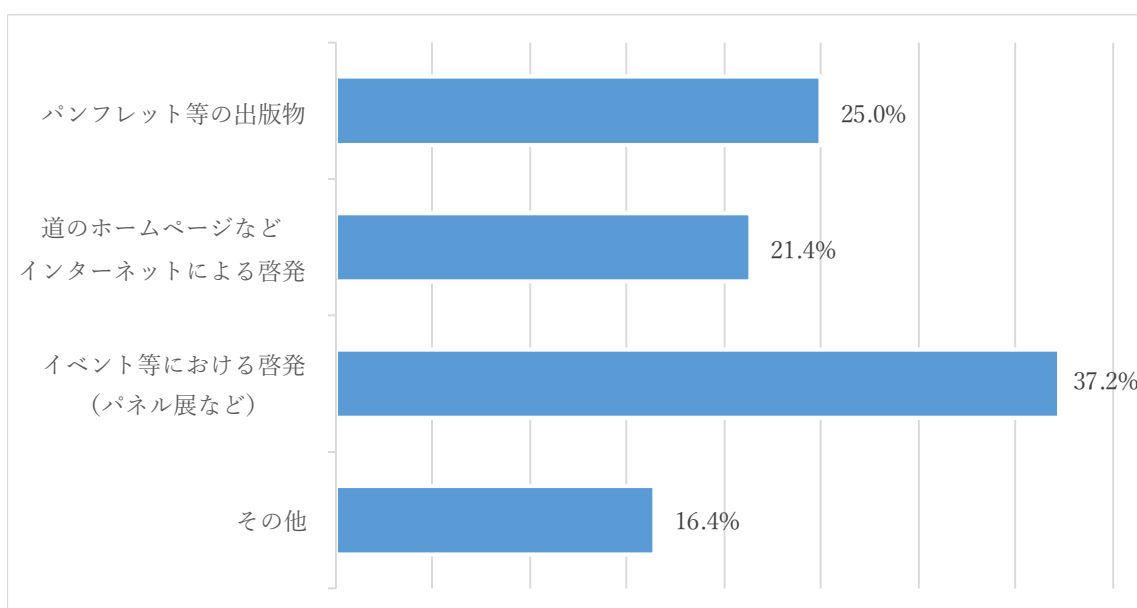
(6) 3、4、5で「よく知っている。」「だいたい知っている。」を選んだ方にうかがいます。
どのような方法で知りましたか（1つ選択）。



■「その他」の主な内容

- ・会社の従業員研修
- ・テレビなどのメディア
- ・仕事上で関わっているため
- ・学校の授業等

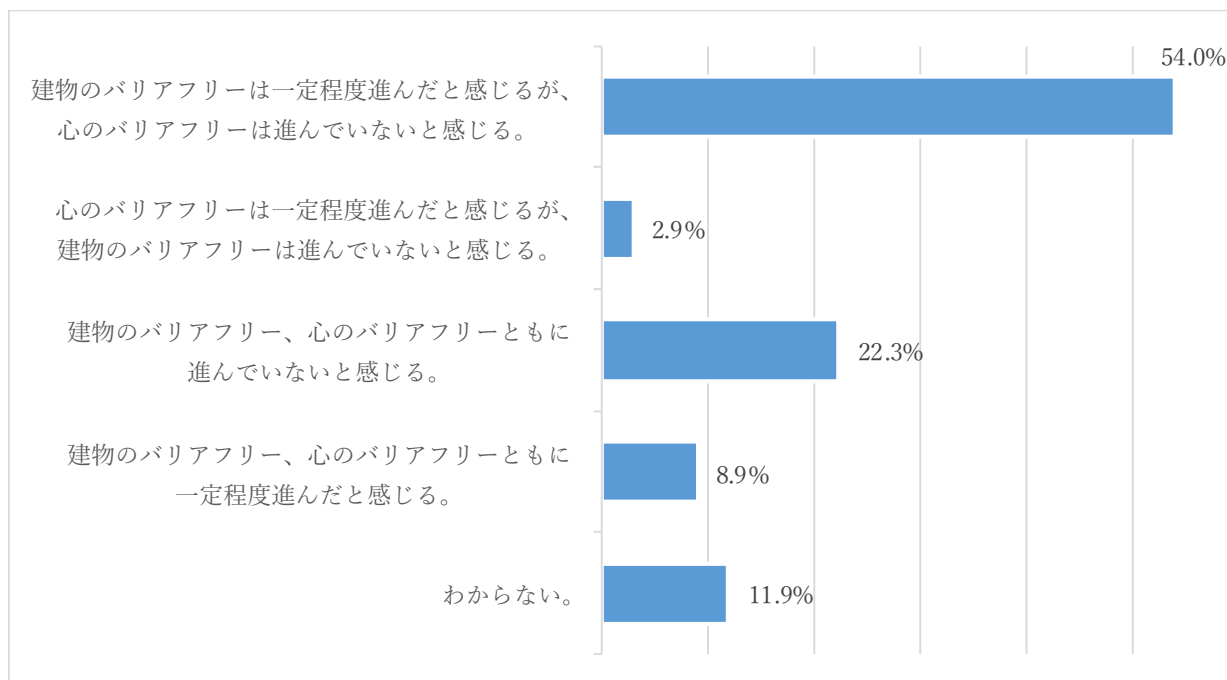
(7) 福祉のまちづくり条例やその取組等を普及啓発する上で、今後どのような普及啓発の取組が有効と思われますか（1つ選択）。



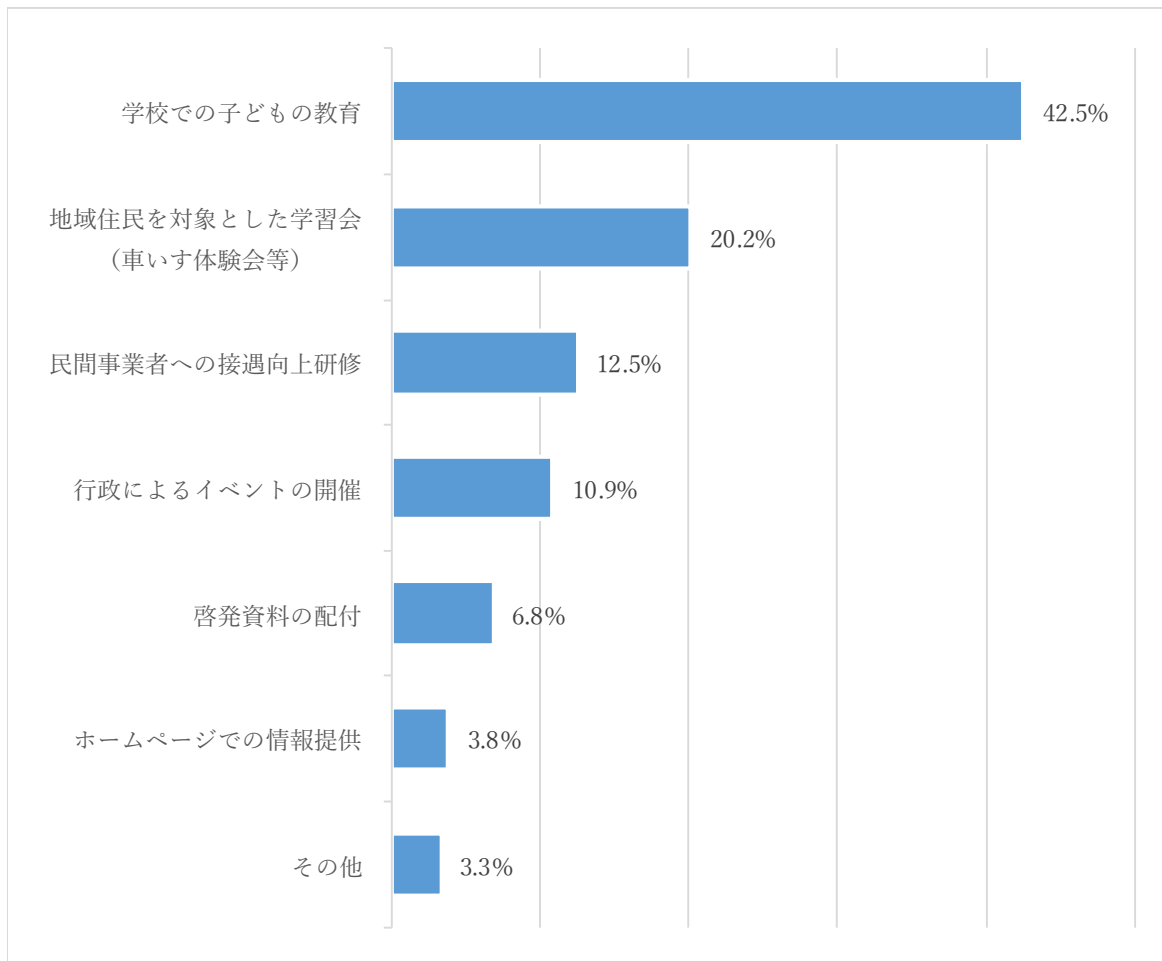
■「その他」の主な内容

- ・職場や学校での啓発活動
- ・テレビ、新聞等のメディアの活用
- ・市町村単位で周知徹底を図る
- ・障がいのある方と健常者が触れあえるイベントやセミナー等の開催
- ・関係職種との接点を拡大（ホームページでのリンクや研修会での講義等）
- ・応募に限らず、素晴らしい取組をしている会社には訪問し、積極的に取り上げる。
- ・企業、町内会、団体などでの講演会、セミナー

(8) 道では、平成10年に福祉のまちづくり条例を施行してから、建物のバリアフリーとともに、心のバリアフリーを進めてきましたが、それぞれ、どの程度進んだと感じているか、うかがいます。



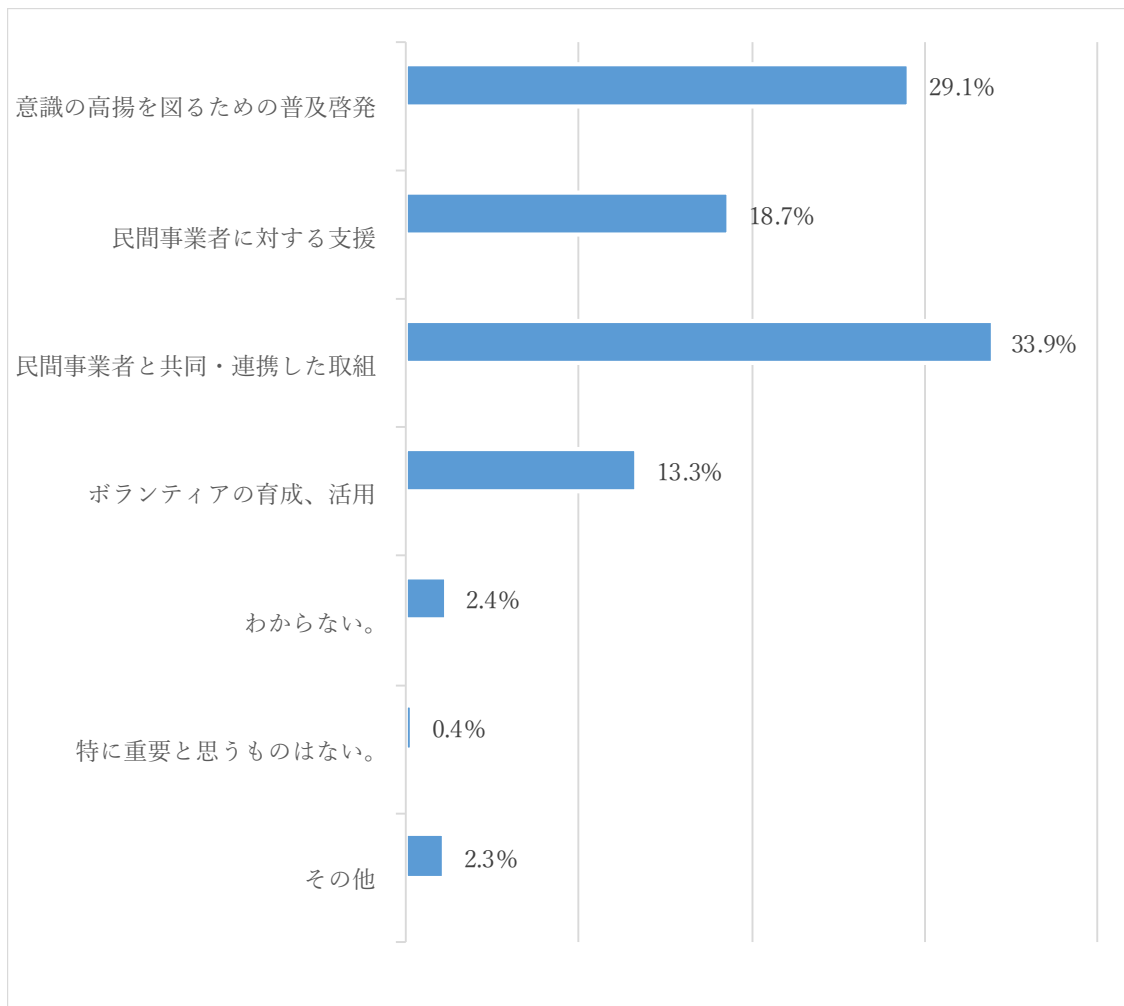
(9) 「心のバリアフリー」の取組を進めていくうえで、何が重要だと思いますか。
(2つまで回答可)



■ 「その他」の主な内容

- ・障がいのある方と実際に接してみること。
- ・関係職種との接点を拡大（ホームページでのリンクや研修会での講義等）
- ・テレビCMによる啓発
- ・多くの人があるような他のイベントに参加し、普及啓発を行う。

(10) あなたは、福祉のまちづくり条例に基づき、様々なバリアフリーを進めていくうえで、行政（北海道）が果たすべき役割として、何が重要だと思いますか。（2つまで回答可）

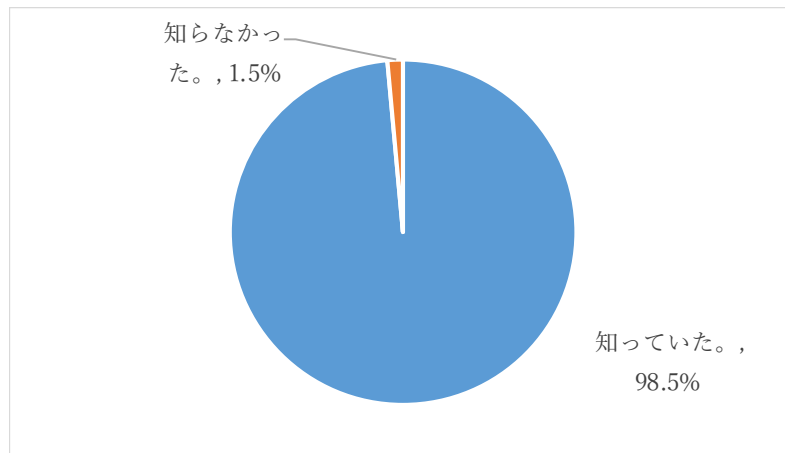


■ 「その他」の主な内容

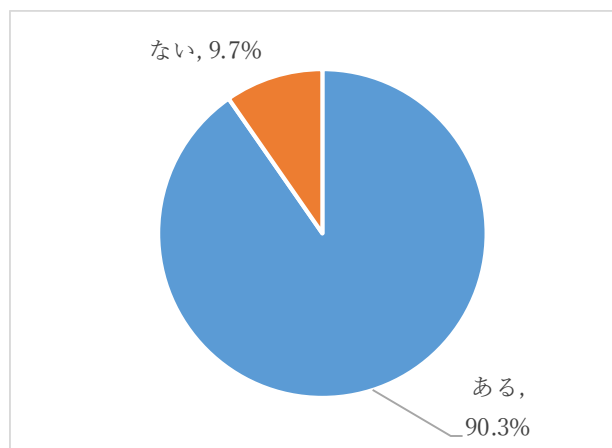
- ・ SNSを利用した情報発信
- ・ 学校教育の充実
- ・ 物理的バリアが多くあるので、ハード整備を徹底する。
- ・ 都市部だけでなく、地方の対策も強化すべき。

「障がい者等用駐車スペース」について

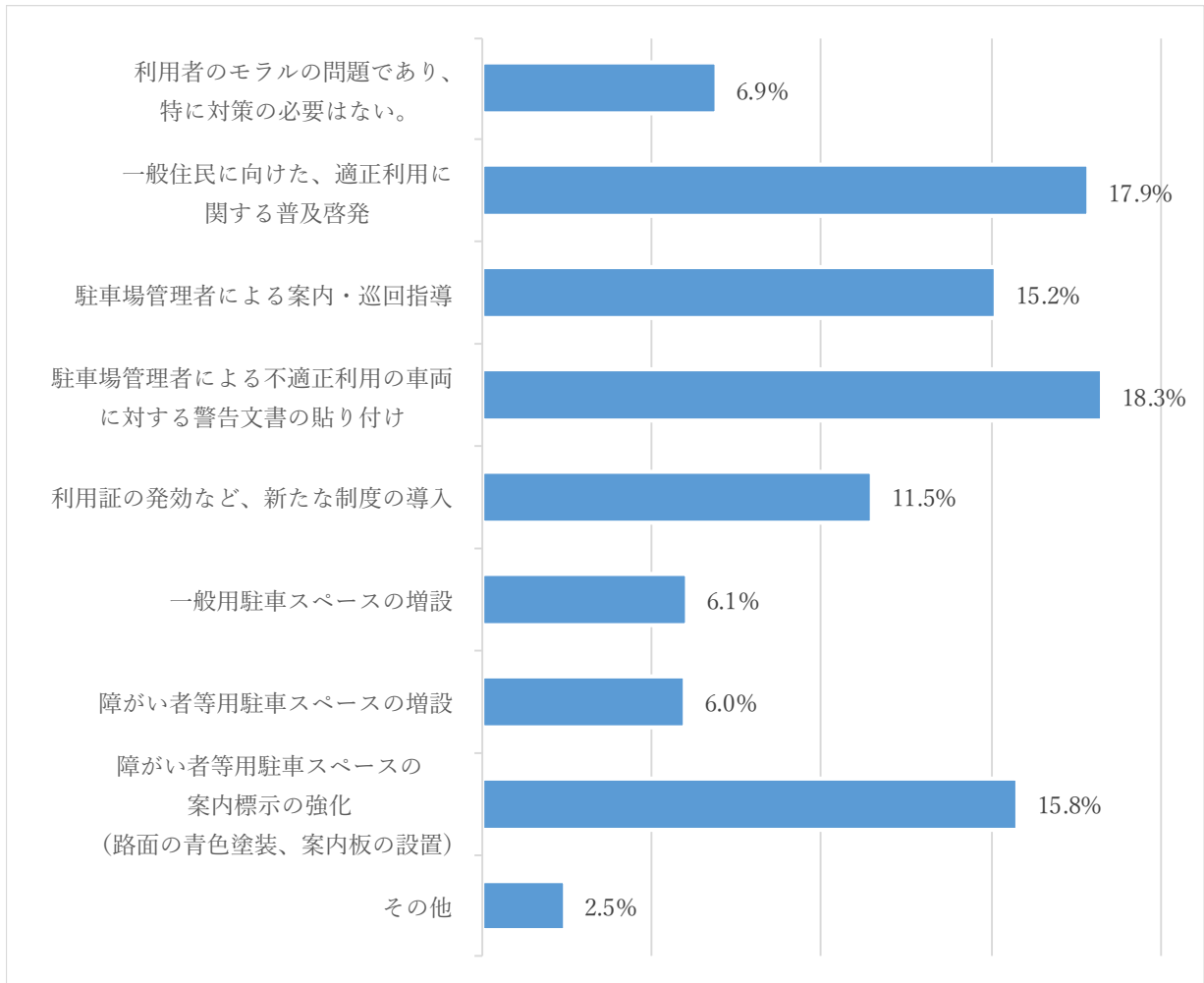
(11) 障がい者等用駐車スペースは、車いすを使用している方や身体の不自由な方のため、駐車スペースの幅が広いこと、建物の出入口の近くにあることを知っていますか。



(12) 障がい者等用駐車スペースに、障がいのない方など、必要のない方が駐車している不適切な利用を見たことがありますか。



(13) 障がい者等用駐車スペースの不適正利用を防ぐために有効な方法は、次のうち、どのような方法だと思いますか（3つまで回答可）。



■ 「その他」の主な内容

- ・ 罰金制度の創設
- ・ 駐車禁止除外指定標章の明示
- ・ 子ども達への啓発
- ・ どこでも購入できる自動車に貼る「車いすマーク」ステッカーの販売を制限する。
- ・ メディアでの広報
- ・ コーンを置いて駐車できないようにしているところを目にしますが、係員が居ないところでは障がい者が利用できないことも考えられるので逆効果です。
- ・ 運転免許の更新時講習に必ず啓発（チラシの配布、明確な講義など）を実施する。
- ・ 特に冬場の積雪期は、路面標示が見えなくなるため、不適正利用が顕著に見受けられます。こうした時期における啓発も必要と考える。